

28文総総第122号  
平成28年5月9日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣 修



平成28年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第15条の4第1項第2号の規定により、下記のとおり諮問する。

#### 記

#### 1 諮問事項

住民票の写し等のコンビニ交付サービス実施に伴う個人情報の提供（外部結合）  
について

#### 2 諮問の趣旨

社会保障・税番号制度の実施に伴い、平成28年1月から交付されている個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）が、地方公共団体情報システム機構の提供により開始された。コンビニ交付サービスの実施は、証明書の交付場所及び取扱時間が拡大されることによる住民の利便性の向上、証明書発行窓口の混雑緩和等が期待でき、住民の福祉の向上に資するものである。

文京区においても、平成28年10月を目途とし、コンビニ交付サービスの導入を検討しているが、そのためには、区役所に設置される証明書発行サーバと地方公共団体情報システム機構が構築・運用する証明書交付センターシステムをLGWANにより接続する必要がある。

本件は、文京区個人情報の保護に関する条例第15条の4第1項に規定する外部結合による個人情報の提供に該当するので、同項第2号の規定により、貴審議会のご意見をお伺いしたい。